

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	公営企業管理者及び病院事業管理者の給与等に関する条例		
条 例 番 号	昭和 41 年神奈川県条例第 51 号	法 規 集	第 2 編第 4 章第 1 節
所 管 部 局 室 課	総務部人事課		
条 例 の 概 要	地方自治法第 204 条第 3 項に基づき、公営企業管理者及び病院事業管理者の給料その他の給与及び旅費並びにその支給方法について定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な 条例か。 ）	地方公営企業法に基づき、公営企業管理者及び病院事業管理者を設置している。その給料の額並びに支給方法等について地方自治法第 204 条第 3 項に基づき、条例で定めるものであり、必須の条例である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	給料の額については、特別職報酬等審議会委員の意見を参考に、平成 17 年に見直しを行っており、また、旅費についても、一般職員の例により計算することとしているなど、適正な内容である。	給与月額（減額後） 公営企業管理者 89 万 3 千円 病院事業管理者 89 万 3 千円
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	給料の額については、特別職報酬等審議会委員の意見を参考に、平成 17 年に見直しを行っており、また、旅費についても、一般職員の例により計算することとしているなど、社会情勢の変化等に応じた見直しを適宜行っており、効率的なものとなっている。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	地方自治法に基づき、公営企業管理者及び病院事業管理者の給料の額等必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 （ 憲法、法 令に抵触 しないか。 ）	地方自治法に基づき、公営企業管理者及び病院事業管理者の給料等を定めるものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	
その他			
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の適用上、特段課題は見受けられない。	報酬額等の適正化に努めるため、見直しを適宜検討し、改正を行っていく。
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>